福県医発第１９７号（保）
平成１６年　４月２３日

16. 4. 26

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　竹　嶋　康　弘

（財）労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度
の実施について

（財）労災保険情報センター（ＲＩＣ）の事業である「長期運転資金貸付制度」が、別紙のとおり実施される旨日本医師会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、本制度の概要は下記のとおりでありますが、各契約医療機関にはＲＩＣより平成１６年４月中に別途直接ご連絡されます。

記

長期運転資金貸付制度の概要

１．貸付申込対象者

ＲＩＣと労災診療共済契約締結後１年以上経過している契約者で、援護事業による診療費貸付（診療費立替払）の実績を有する者（平成１６年５月１日現在、借入中の方は除く。）

２．貸付資金使途

契約医療機関の経営改善等（医療施設の整備、医療機器購入等に必要な資金）

３．借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

（１）借入申込期間

平成１６年５月１日（土）～５月３１日（月）

（２）借入申込先

ＲＩＣ各地方事務所（「借入申込書」は、ＲＩＣ各地方事務所に設置）

（３）貸付金振込日

第１回　平成１６年　７月２６日（月）
第２回　平成１６年１１月２５日（木）
（借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択）

小郡三井医師会より　　**担当理事　島田昇二**

４．貸付額

各医療機関の借入申込月の前１年間において、援護事業により貸付された診療費の８０％の５倍を限度（ただし、１医療機関に対する最高貸付額は７００万円、最低貸付額は１００万円とし、貸付額の単位は１０万円とする）

５．貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（７月１日、１１月１日現在）から１．０％を減じた利率（固定金利）（ただし、利率の下限は０．１％）

６．貸付期間及び返済方法

（１）貸付期間

貸付金の返済期間は５年以内（ただし、必要に応じて６カ月以内の措置期間を設けることが可能（この場合、措置期間は返済期間に含まれる））

（２）返済方法

・元利均等方式により、毎月の援護事業の診療費の貸付額から控除

・援護事業による診療費の貸付額が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済（翌月の１５日までに銀行振込等で返済）

７．遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元利）に対し年１０％（３６５日の日割計算）の遅延損害金を徴収

８．保証人等

保証人、担保は不要（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）

日医発第４２号（保12）
平成１６年４月１４日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
植　松　治　雄

㈶労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について

㈶労災保険情報センター（ＲＩＣ）の事業である「長期運転資金貸付制度」について，本年度（平成16年度）におきましても，下記の内容により実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

当該融資を受ける者の選定に当たっては，例年どおり，各都道府県医師会の意見を聴取することとしておりますので，ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお，各契約医療機関に対しましては，別添の「長期運転資金貸付の実施についてのお知らせ」により，平成16年４月中にＲＩＣから直接ご案内する予定でありますことを申し添えます。

記

［長期運転資金貸付制度　概要］

１．貸付申込対象者

ＲＩＣと労災診療共済契約締結後１年以上経過している契約者で，かつ，援護事業による診療費貸付（診療費立替払）の実績を有する者（平成16年５月１日現在，借入中の方は除く。）

２．貸付資金の使途

契約医療機関の運転資金等（医療施設の設備，医療機器購入等に必要な資金）

３．借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1)　借入申込期間

平成１６年５月１日（土）～同年５月３１日（月）

(2)　借入申込先

ＲＩＣ各地方事務所（「借入申込書」は，ＲＩＣ各地方事務所に設置）

371

(3) 貸付金振込日

第１回目　平成１６年　７月２６日（月）

第２回目　平成１６年１１月２５日（木）

（借入申込時に，どちらかの希望の振込日を選択）

4．貸付額

各医療機関の借入申込月の前１年間において，援護事業により貸付された診療費の８０％の５倍を限度（診療費立替払額の４倍以内）

（ただし，１医療機関に対する最高貸付額は７００万円，最低貸付額は１００万円とし，貸付額の単位は１０万円とする）

5．貸付利率

財政融資資金法に基づく，財政融資資金貸付金利率（７月１日または１１月１日現在）から１．０％を減じた利率（固定金利）

（ただし，利率の下限は０．１％）

6．貸付期間及び返済方法

(1) 貸付期間

貸付金の返済期間は５年以内（ただし，必要に応じて６ヵ月以内の据置期間を設けることが可能（この場合，据置期間は返済期間に含まれる））

(2) 返済方法

・元利均等方式により，毎月の援助事業の診療費の貸付額（診療費立替払額）から控除

・援護事業による診療費の貸付額（診療費立替払額）が当該月の返済額に満たない場合は，その差額分は別に返済（翌月の 15 日までに銀行振込等で返済）

7．延滞損害金

約定による債務不履行の場合は，返済すべき金額（元金）に対し，年１０％の割合（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

8．保証人等

保証人，担保は不要

（ただし，貸付の可否については，各都道府県医師会の意見を反映）

＜添付資料＞

平成 16 年度長期運転資金貸付の実施について

（平 16.4.1　労保情発第 34－2 号　（財）労災保険情報センター理事長）

労保情発第３４－２号
平成１６年４月１日

社団法人　日本医師会
会長　植松　治雄　殿

財団法人労災保険情報センター
理事長　白井　晋太郎

平成１６年度長期運転資金貸付の実施について

春暖の候　貴台には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、例年どおり実施することといたしておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、借入申込み対象の医療機関の方々あて、別添１の「長期運転資金貸付の実施についてのお知らせ」を、当財団の地方事務所長から平成１６年４月中に送付させていただく予定といたしておりますので、併せてお知らせ申し上げます。

また、本件の実施につきまして、別添２の（写）のとおり、小職から各地方事務所長あて通知いたしておりますので申し添えます。

長期運転資金貸付の実施についてのお知らせ

労災診療共済事業では、共済契約者の互助のための事業として、長期運転資金の貸付を、次のとおり実施しますのでお知らせいたします。

なお、１医療機関に対する最高貸付金額は７００万円です。

○手続は簡単です。

貸付条件等は次のとおりです。

1　借入申込対象者

労災保険情報センターと労災診療共済契約締結後１年以上経過して、かつ、診療費立替払の実績のある医療機関とします。

〔なお、平成16年５月１日現在、借入されている方は、申し込みはできません。〕

2　借入申込期間・申込先

平成16年５月１日（土）から同年５月31日（月）まで

当財団の各地方事務所へ申込み下さい。

なお、「借入申込書」は当財団の各地方事務所に用意しております。

3　資金の使途

契約医療機関の運転資金（医療施設の整備、医療機器購入等）に必要な資金としてご利用下さい。

4　貸　　付　　額

貸付額は、借入申込月の前１年間の診療費立替払額の４倍以内とします。

〔最高貸付額は700万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。〕

5　貸　付　利　率

貸付金の利率は、原則として財政融資資金法に基づく、７月１日及び11月１日現在の貸付金利率から1.0パーセントを減じた率（固定金利）とします。

〔ただし、利率の下限は、0.1パーセントとします。
※参考までに、平成15年度は0.1パーセントでした。〕

6　貸　付　期　間

貸付金の返済期間は５年以内とします。

〔必要に応じて６ヶ月以内の据置期間を設けることができますが、利息はお支払いいただきます。〕

7　貸　付　決　定

借入申込額が貸付原資枠を超えた場合には、抽選により貸付対象者を決定させていただきます。

〔貸付が決定しましたら、契約に必要な「金銭消費貸借契約書」を送付します。
契約書の提出〆切日はその際にお知らせいたします。〕

8　貸付契約締結

「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

〔※保証人・担保の必要はありません〕

9　貸付金振込日

第１回目　　平成16年７月26日（月）

第２回目　　平成16年11月25日（木）

借入申込時に、どちらかの希望の振込日を選択していただきます。

10　貸付金の返済

貸付金の返済方法は、元利均等方式とし、毎月の診療費立替払額から控除して返済金に充当します。

（なお、控除できない場合には、翌月の15日まで銀行振込等で返済していただくことになります。）

11　延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額（元金）に対し、年10/パーセントの割合（365日の日割計算）で延滞損害金をいただきます。

◎　詳細については、当財団の各地方事務所（所在地一覧を参照して下さい）へお問い合わせ下さい。

平成16年４月

財団法人　労災保険情報センター

(財)労災保険情報センター

平成16年３月31日現在

事務所名	郵便番号	所在地		代表電話番号	FAX番号	フリーダイヤル
01 北海道	〒060-0807	札幌市北区北7条西1丁目2番地6	NSS･ニューステージ札幌	011-746-6423	011-746-6428	0120-120-208
02 青森	〒030-0822	青森市中央1丁目23番5号	明治安田生命青森中央ビル	017-735-6803	017-735-6806	0120-356-803
03 岩手	〒020-0022	盛岡市大通3丁目3番10号	七十七日生盛岡ビル	019-624-6190	019-622-5985	0120-346-190
04 宮城	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡4丁目5番22号	宮城野センタービル	022-257-5518	022-257-5492	0120-257-553
05 秋田	〒010-0001	秋田市中通4丁目5番6号	秋銀・明治安田ビル	018-836-1818	018-836-1888	0120-661-489
06 山形	〒990-0039	山形市香澄町2丁目2番36号	山形センタービル	023-633-2152	023-633-2157	0120-158-031
07 福島	〒960-8041	福島市大町7番11号	明治安田生命福島ビル	024-521-3150	024-521-3144	0120-054-370
08 茨城	〒310-0026	水戸市泉町2丁目2番27号	ニッセイ水戸ビル	029-228-1371	029-228-1373	0120-244-280
09 栃木	〒320-0811	宇都宮市大通り2丁目1番5号	明治安田生命宇都宮大通りビル	028-635-6312	028-632-9717	0120-326-385
10 群馬	〒371-0026	前橋市大手町2丁目6番20号	明治安田生命前橋ビル	027-243-3851	027-243-3860	0120-253-851
11 埼玉	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号	さいたま浦和ビルディング	048-825-6741	048-825-6744	0120-256-544
12 千葉	〒260-0015	千葉市中央区富士見2丁目15番11号	日本生命千葉富士見ビル	043-221-2731	043-221-2733	0120-634-874
13 東京	〒112-0004	文京区後楽1丁目5番3号	後楽国際ビル	03-3813-4151	03-3813-4130	0120-381-328
14 神奈川	〒231-0012	横浜市中区相生町6丁目104番地	横浜相生町ビル	045-662-5611	045-662-5771	0120-603-574
15 新潟	〒950-0965	新潟市新光町16番地4号	荏原新潟ビル	025-283-2011	025-283-2150	0120-771-340
16 富山	〒930-0856	富山市牛島新町5番5号	インテックビル	076-431-9241	076-431-9244	0120-319-245
17 石川	〒920-0031	金沢市広岡3丁目1番25号	ワイエスビル	076-224-8566	076-224-8567	0120-551-565
18 福井	〒910-0005	福井市大手2丁目7番15号	明治安田生命福井ビル	0776-25-7651	0776-25-7498	0800-2007-650
19 山梨	〒400-0031	甲府市丸の内3丁目32番11号	住友生命甲府丸の内ビル	055-225-1481	055-225-1484	0120-194-631
20 長野	〒380-0824	長野市南石堂町1293番地	清水長野ビル	026-224-4620	026-224-4695	0120-039-631
21 岐阜	〒500-8842	岐阜市金町4丁目30番地	明治安田生命岐阜金町ビル	058-265-6883	058-265-6885	0120-656-883
22 静岡	〒420-0859	静岡市栄町4番地10	静岡栄町ビル	054-254-7270	054-254-8677	0120-547-270
23 愛知	〒460-0003	名古屋市中区錦2丁目2番22号	名古屋センタービル別館	052-222-1950	052-222-1954	0120-223-154
24 三重	〒514-0004	津市栄町3丁目143番1	笠間第２ビル	059-224-6300	059-224-6302	0120-500-708
25 滋賀	〒520-0047	大津市浜大津2丁目1番36号	大津フコク生命ビル	077-521-6891	077-521-6813	0120-702-136
26 京都	〒604-8153	京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地	りそな京都ビル	075-211-3261	075-211-3219	0120-566-564
27 大阪	〒540-0026	大阪市中央区内本町2丁目1番13号	内本町住生大西ビル	06-6947-4091	06-6947-4093	0120-716-031
28 兵庫	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号	ハーバーランドダイヤニッセイビル	078-371-2305	078-371-2532	0120-000-556
29 奈良	〒630-8247	奈良市油阪町1丁目1番地	千鶴ビル	0742-22-5300	0742-22-5305	0120-445-325
30 和歌山	〒640-8331	和歌山市美園町3丁目32番1号	損保ジャパン和歌山ビル	073-425-4666	073-425-4650	0120-044-650
31 鳥取	〒680-0034	鳥取市元魚町2丁目201番地	鳥取第一生命ビル	0857-23-2482	0857-23-2664	0120-662-482
32 島根	〒690-0003	松江市朝日町477番地17	明治安田生命松江駅前ビル	0852-26-4004	0852-26-4034	0120-981-032
33 岡山	〒700-0913	岡山市大供2丁目2番5号	日本興亜岡山ビル	086-234-3891	086-234-3960	0120-032-034
34 広島	〒730-0032	広島市中区立町1番24号	有信ビル	082-242-7891	082-242-7686	0120-063-081
35 山口	〒753-0074	山口市中央5丁目2番34号	セントラルビル	083-932-1122	083-932-0131	0120-055-313
36 徳島	〒770-0835	徳島市藍場町1丁目5番地	徳島第一生命ビル	088-655-0330	088-655-1621	0120-631-088
37 香川	〒760-0026	高松市磨屋町2番地8	三井生命高松ビル	087-822-2522	087-822-2055	0120-140-631
38 愛媛	〒790-0066	松山市宮田町109番地6	あいおい損保松山ビル	089-931-4700	089-931-4535	0120-314-706
39 高知	〒780-0870	高知市本町1丁目1番3号	朝日生命高知本町ビル	088-825-2226	088-825-1322	0120-198-977
40 福岡	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目6番26号	安川産業ビル	092-414-0124	092-414-0109	0120-603-999
41 佐賀	〒840-0816	佐賀市駅南本町6番4号	佐賀中央第一生命ビル	0952-22-4990	0952-22-4982	0120-063-130
42 長崎	〒850-0045	長崎市宝町5番5号	平田ビル	095-845-7835	095-845-7845	0120-848-847
43 熊本	〒860-0806	熊本市花畑町1番7号	MY熊本ビル	096-359-8181	096-359-8193	0120-359-818
44 大分	〒870-0023	大分市長浜町2丁目14番26号	日本生命大分ビル	097-533-8036	097-533-8039	0120-633-020
45 宮崎	〒880-0001	宮崎市橘通り西2丁目4番20号	アクサ宮崎ビル	0985-29-5577	0985-20-1335	0120-548-631
46 鹿児島	〒892-0842	鹿児島市東千石町14番10号	天文館三井生命南国テレフォンビル	099-227-4175	099-227-4195	0120-226-031
47 沖縄	〒900-0032	那覇市松山1丁目1番19号	JPR那覇ビル	098-866-9011	098-866-9040	0120-726-031

本部　〒112-0004　東京都文京区後楽１－４－25　日教販ビル　03-5684-5511～7　FAX 03-5684-5521／5522
フリーダイヤル　0120-416031

写

労保情発第３４号
平成１６年4月１日

各地方事務所長　殿

財団法人労災保険情報センター
理事長　　白　井　晋太郎

平成１６年度長期運転資金貸付金貸付の実施について

標記のことについては、長期運転資金貸付金貸付規程による他、下記の条件により実施することとしたので通知する。

なお、平成１６年度も前年度同様、申込は１回、貸付時期は借入申込者の希望により７月または１１月のいずれかを選択できることとする。

記

１　借入申込期間

平成１６年５月１日（土）から同年５月３１日（月）までとする。

２　貸付額

労災診療共済契約締結後１年以上経過した医療機関とし（平成１５年４月以前の契約)、労災診療費貸付額の８割の５倍以内とする。

ただし、１医療機関に対する最高貸付額は、７００万円、最低貸付額は１００万円とし、貸付額は１０万円単位とする。

３　貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく財政融資資金貸付金利率（７月１日または１１月１日現在）から１．０パーセントを減じた利率（固定金利）とする。

４　貸付金振込予定日

第１回分　　平成１６年７月２６日（月）
第２回分　　平成１６年１１月２５日（木）